

遊び場のモデルプラン

—最低基準考察のための一プラン—

塩川寿平



(一) 児童福祉施設最低基準第五十条の検討

遊び場について現行法ではどのようなになっているのか、零歳児より育児にあたる保育所に焦点をしばって見ていきたいと思う。

児童福祉施設最低基準第五十条

乳児または幼児を通じて三十人以上を入所させる保育所の設備の基準は、次の通りとする。

同法第五十条一

乳児または満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室またはほふく室、医務室、調理室および便所を設けること。

同法第五十条五

満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（保育所の附近にある屋外遊戯場にかわるべきも

のを含む。以下同じ）調理室および便所を設けること。

同法第五十条六

保育室または遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき

三・三平方メートル以上であること。

同法第五十条九

屋外遊戯場には、砂場、スベリ台およびブランコを設けること。

以上のごとくである。

第一の問題点は、乳児または満二歳に満たない幼児については遊び場についてふれていない点である。最低基準であることを念頭に入れても、なお、問題としなければならない。

シャーレー (Shirley, M. M.) (注一) は一九三三年に多くの運

動発達順序の観察を行ない、生後十四ヵ月で「ひとりりで立つ」、十五ヵ月で「ひとりりで歩く」ことを明らかにしている。またイリングワース (Ronald S. Illingworth) (注2) は「十三〜十五ヵ月でさええなしで」歩き始めることを明らかにしている。また、日本においては一九三六年、愛育研究所の尾崎清次、久米京子らによって乳児の研究がなされ(注3) 生後「十二ヵ月でひとりで立つ」「十五ヵ月でひとりりで歩く」ことが明らかにされている。すなわち、満二歳に満たない幼児といえども、ひとり歩きし、自然の大地をふんで遊びたいのである。生後十五ヵ月でひとり歩きを開始することは今明らかにされたところである。十五ヵ月より二十四ヵ月(満二歳)に至るまでの保育が屋内のみでなされることは不可能であるし、また、あえて行なうならば、幼児の発達に対して大きな障害を与えることになるであろう。

また、この十五ヵ月というのは全国的平均値であり、発達の早い子は十ヵ月ですでにひとり立ちし、以後日々歩行の進歩は目を見はるばかりである。第1表の事例を見ていただきたい。野中保育園(静岡県富士宮市)の昭和四十四年度乳児組の始歩期しらべである。この事例においては、十ヵ月の者が最も早く、十五ヵ月までには全員が、人生における文字通りの第一歩を記録しているのである。始歩期は二十年前に比べ、最近の傾向として一〜二ヵ月早まっているという。野中保育園においては、乳児組において

第1表 昭和44年度野中保育園乳児組始歩期しらべ

園児名	始歩期	園児名	始歩期	始歩期	人数
1. A. N	13ヵ月	8. M. H	13ヵ月	10ヵ月	2人
2. H. K	12	9. M. T	11	11	3
3. I. F	11	10. N. S	14	12	3
4. I. H	11	11. S. T	10	13	2
5. K. J	12	12. T. F	14	14	2
6. K. M	10	13. U. I	12	15	1
7. K. Y	15				

も保育カリキュラムの中に屋外保育を組み、太陽の下を散歩したり、玉ころがしをしたり、カメさんごっこを行なっている。

また、児童の発達を考慮した青山一丁目児童遊園(東京都港区北青山)においては、遊園内を少年・幼児コーナーと乳児コーナーとに区別し、乳児がトコトコ登ることのできるレンガの小山や砂場が配置され、現に乳児に利用されているのである。

さらに、ひとり歩きの直前の時期においては、保母に手をささえ

でもらつて十分に歩くことができる。日光浴をかねて屋外に出ることは心身の発達のために大切なことである。

以上の論拠により、同第五十条一に遊び場を加えるべきである。

第二の問題点は、同第五十条五「——屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場にかわるべき場所を含む。以下同じ）——」

という点である。保育所の付近にある公園あるいは児童遊園、運動グラウンド等をさすのであるが、実際の利用状況を調べてみると、保育所内の遊び場と同一に考えるわけにはゆかない。四月号で述べた、きわめて狭い遊び場の保育所五カ所について、事例研究した結果は以下の通りである。

昭和四十四年四月～十月までの六ヵ月間における園外保育状況と問題点。

1 五カ所を通して週に一回出かければよい方である。（普通は二週に一回程度）

2 予定していた日に雨が降ると、一ヵ月も出かけないことがある。

3 途中で雨に降られ、園に帰るまでに園児がぬれねずみになつたことがある。

4 園児のみで遊び場を独占することは許されず、小学生や中学生またおとなの野球の球などをおそれながら遊ぶ。

5 とび箱やマットなど重い体育用具を運ぶことができず、そのような保育はやはりできない。

6 自由保育時間にこそ、広いところでのびのびと遊ばせてやりたいと思うが、園外へ園児のみで行かせることは許されない。また、園外保育となると交通の激しい道路を行くため危険も多く、短時間では行つたと思うとすぐ帰らなければならぬので、結局自由保育時間には出かけられない。

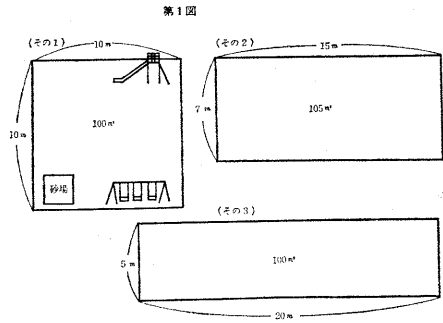
7 児童遊園や運動グラウンド等には、トイレや水道の設備がないところがあり、非常に困る。水筒、おやつ、救急箱の用意等、完全な準備をととのえて出かけるとなると、大仕事となり保育の労働負担も大変で、そうたびたびは行なえない。

い。

等の問題点があげられた。園外保育の長所も多いわけであるが、今は問題点のみをとり上げて次の考察を続ける。

すなわち、ここで明らかにされたことは、「保育所の付近にある遊び場にかわるべき場所」は、「園内の遊び場」と同質に考えることはできないという事実である。それゆえ、根本的な解決は、自園に遊び場をもつため、あらゆる努力を続けることである。

第三の問題として、同第五十条六「——屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること」であ



る。たとえば、定員三十人の保育所だとすれば九十九平方メートルあればよいことになる。実際に九十九平方メートル（約一〇〇平方メートル）の遊び場を考えてみよう。

（第1図）

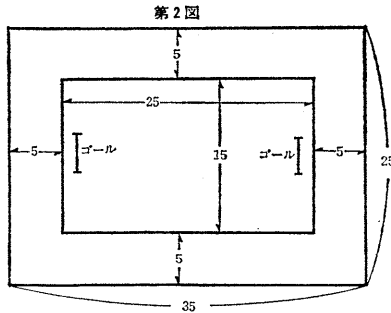
これでは二十五メートルの直線疾走距離をとることは不可能である。また、ボール遊び、全園児によるマスメームも不可能である。さらに、この広さの中に、第五十条九の

示す砂場、スベリ台およびブランコを設けなければならない。とすれば、いったい園児にはどのような遊びが残されているのだろうか。園児は、もてる自己の能力を出し切って遊びたいのである。だが全力で走れることも、力いっぱいボールをけることも、また他の子にじゃまされずに一人で静かに遊ぶこともできない遊び場が、許されるであろうか。

ここで問題となるのは「一人につき三・三平方メートル以上」という考え方である。あるゲームを行なうためには、人数に関係

なく一定の広さが必要なのである。たとえば全力疾走したければ、四〜六歳児で少なくとも二十五メートル（プラス十メートル）の距離が必要である。一人で走っても十人で走ってもそれだけは必要なのである。サッカーをしたければ、幼児用に考えたとしても臨牀経験から、 $35 \times 25m = 875m^2$ は必要である。（第2図）

とすれば、現行法では



$$3.3m^2 \times 260(人) = 858m^2$$

$$3.3m^2 \times 270(人) = 891m^2$$

となり、

今日最低基準が最高基準として機能している現状から考えて定員二六〇人程度の園でなければ、八七五平方メートルに近い遊び場をもたず、したがってそれ以下の保育所の園児は満足な遊びもで

きないことになる。

それゆえ、遊び場について、「幼児一人につき三・三平方メートル以上」とする考え方は改正されなければならない。

第四の問題点は、同第五十条九「屋外遊戯場には、砂場、スベリ台、およびブランコを設けること」という点である。遊具に関しては今日いくつかの研究がなされ、その保育効果の高いことが明らかにされている。遊具論は別の機会にゆずり、ここではその重要性から考えて、同第五十条九は今日的水準を満足させるものではないことを明記しておく。たしかに、素材遊具としての「砂場」、運動機能遊具としての「スベリ台」「ブランコ」は遊具としては代表的なものである。しかし、今日の保育所の役割を考えた時、絶対量として貧弱であるといえる。たとえば、夏期の保育プランには水のプログラムは欠かせないのである。水のプログラムが入らないために、夏期における保育所の魅力は半減し、園児は暑さにぐったりとし、保護者からは保育所へやると必ずアセモができるという訴えを聞かなければならない。「シャワーおよび幼児用プール」の設置規定を加えるべきである。

また、遊具設置面積は他の目的に使用できない。それゆえ、競技用グラウンド面積等と重複しないよう、独立した広さを考えておかなければならない。

以上、現状認識の一つとして、現行法上の問題点を上げ、その基準の改善を指摘した。今日この児童福祉施設最低基準が、全国的に見て最高基準として機能していることから、きわめて大きな問題点であるといわなければならない。

(二) モデル最低基準の構想

七月号において、保育時間、保育内容、施設スペース、設備について明確にしてきたわけであるが、では実際に保育所を設立する場合、どの程度までの設備が本来必要とされるのか考察する。保育内容の実践化を特に考慮しながら、モデル最低基準を作成した。豊かな児童福祉の実現をめざし、現行の最低基準改善のための一考察としたい。

鱒坂二夫、寛田知義らは「第一に考えなければならないのは、施設・設備は幼児の保育が最も効果的に行なわれるという配慮のもとになされなければならないということである。(中略)つまり、保育者たちが研究して、希望し意図した保育が最も効果的に行なわれるもので、また幼児たちが安定して自由に活動できるような施設・設備でなければならない。それは、本来的には施設・設備があつて、それに対応した保育をするためのものではないという意味である」「第二に、これらの施設・設備は幼児期という発達段階にある子どもたちの教育のためのものである。それゆ

え、幼児の独特の身体的・精神的発達等の全体的な発達段階を十分に配慮して設置されたものでなければならぬ」（注4）と述べている。

その発想の根本思想は、子ども自身の立場に立っての考察である。今まで、世に発表された多くが、社会の諸事情にあまりにもとらわれ、ややもすれば、子ども不在の理論が多かった。それは、遊具がない場合はどうするか、狭い場所ではどうするか、というものであった。もちろんそうした研究が不必要であるというわけではない。だが、ここではおとなの側からのわく組みではなく、あくまでも子ども本来の発達に合わせて、真の児童福祉施設を建設しようとするのである。

広さに対する考え方

屋外保育施設について、児童福祉施設最低基準「幼児一人につき三・三平方メートル以上」（同五十条六）という考え方が行なわれている。この点についてさきに多少ふれたが、この広さに対する考え方は、本質的な誤りであるといえる。

なぜならば、幼児一人であったとしても、二十五メートルは直線で走りたいし、競争を考えたならば、少なくとも五人並んで走れる幅がなければならぬ。また、園児の応援席のスペースもある。妥協として25/2メートルを往復させればよいと考える考え方は、幼児の直線全力疾走のもつ本質的価値を十分認識していない

ためである。

また、リズム遊技やドッジボール、サッカー、野球等を試みようと思うなら、「幼児一人につき三・三平方メートル」という考え方がいかに実際の保育と矛盾するものであるか明らかである。

基準は、遊具施設、自然環境施設、補助施設のスペースも含んでいるのであるが、実際には重複して設置することは不可能である。また機能的にもちがう性質のものである。それゆえ単独に設置しなければならず、独立したスペースを必要とするのである。

以上の点から「幼児一人につき三・三平方メートル」とする広さに対する考え方は論理的な誤りをおかしているといえる。

この矛盾を克服するために、著者は次の考え方を提示する。まず第一に、保育内容からくる絶対的に必要な広さⅡ「基本面積」、第二に、園児数（定員）からくる相対的に必要な広さⅢ「定員面積」、以上、二つの統合体として遊び場を考えることである。今、

A 遊び場基本面積

B 遊び場定員面積

C 遊び場総面積

とおくならば、その方程式は、 $A + B = C$ となる。

1. 遊び場基本面積 A

Aは保育内容からくる絶対的に必要な広さであって、園児数

(定員)にかかわらず、保育所が必ずもたなければならない基本面積である。

すなわち A は

①平地 (グラウンド) 施設の基本面積

②遊具施設の基本面積

③自然環境施設の基本面積

④付属施設の基本面積

の総和である。

方程式は、 $A = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$ となる。

①平地 (グラウンド) 施設の基本面積

「遊び場の分析 (七月号)」で行なった「屋外保育具体例」の中から、実際の保育において重要性の高いもの、また実行頻度の高いものをとり上げ「モデル最低基準」を決定する。

イ 二十五メートル全力疾走できる (スタートとストップのために前後五メートルずつ必要)

ロ 幼児三十人程度で、ボール投げ、ボールけりができる。

また、幼児式野球やサッカーのゲームができる

ハ 全園児とその親を加えて、親子ダンスができる。また、

全園児が同時に集会およびラジオ体操ができる

ニ 自園で運動会を行なうことができる

以上四点が可能となる広さを、Aの①についての「モデル最低

基準」とする。ゆえに第2図(四九ページ)のような面積となる。

すなわち、Aの①は $25 \times 35 = 875 \text{m}^2$ である。

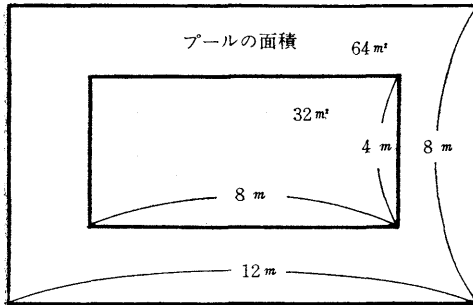
②遊具施設の基本面積

①と同様な観点から

イ 固定遊具(I系より、少なくとも、ブランコ、スベリ台、鉄棒、ジャングルジム、遊動円木の五種類はほしい。今、一種類につき十平方メートル程度の面積が必要であるから、

$10 \text{m}^2 \times 5 = 50 \text{m}^2$ となる

第3図



- i 砂場 $3 \text{m} \times 3 \text{m} = 9 \text{m}^2$
 - ii プールおよびプールサイドの
コンクリート面 (第3図)
 $12 \text{m} \times 8 \text{m} = 96 \text{m}^2$
 - iii 土場 $3 \text{m} \times 3 \text{m} = 9 \text{m}^2$
 - iv ガラクタ場 (ガラクタ物の
置場のみ)
 $2 \text{m} \times 3 \text{m} = 6 \text{m}^2$
- 以上小計 120m^2

ロ 固定遊具(Ⅱ)系より、少なくとも、子どもの家二個、ポ

ンコツ車一個、芝生一カ所はほしい。今、一つにつき四

平方メートル程度の面積が必要であるから、

$$4 \text{ m}^2 \times 4 = 16 \text{ m}^2 \text{ となる}$$

ハ 素材遊具系より、少なくとも、第3図下の面積がほし

い。

すなわち、Aの②は $50 \text{ m}^2 + 16 \text{ m}^2 + 120 \text{ m}^2 = 186 \text{ m}^2$ である

③自然環境施設の基本面積

同様な観点により、

イ 小動物(飼育)系より少なくとも、ウサギ、イヌ、ハト、

キンギョ、コイ程度は育てたいものである。ゆえに、

$$\text{ウサギ又はイヌ小屋一個 } 2 \text{ m} \times 2 \text{ m} = 4 \text{ m}^2$$

$$\text{ハト小屋一個 } 2 \text{ m} \times 1 \text{ m} = 2 \text{ m}^2$$

池(池の中六平方メートル、回りの柵三平方メートル)

$$6 \text{ m}^2 + 3 \text{ m}^2 = 9 \text{ m}^2$$

以上、小計 15 m^2 は必要である

ロ 植物(栽培)系より少なくとも、

$$\text{花壇 } 5 \text{ m} \times 2 \text{ m} = 10 \text{ m}^2$$

$$\text{植木場 } 5 \text{ m} \times 6 \text{ m} = 30 \text{ m}^2$$

以上、小計 40 m^2 はほしい。すなわちAの③は $15 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2 = 55 \text{ m}^2$ である。

④付属施設の基本面積

これは面積上、無視されがちであるが、実際の保育では不可欠な要素である。少なくとも

イ 飲料水用設備 二平方メートル

ロ 足洗用設備 三平方メートル

ハ ベンチ三個 三平方メートル

ニ 倉庫(小屋) $4 \text{ m} \times 6 \text{ m} = 24 \text{ m}^2$

ホ 外便所 三平方メートル

すなわち、Aの④は 35 m^2 である。以上の結果

$$A = \textcircled{1} 875 \text{ m}^2 + \textcircled{2} 186 \text{ m}^2 + \textcircled{3} 55 \text{ m}^2 + \textcircled{4} 35 \text{ m}^2 = 1,151 \text{ m}^2$$

ゆえに、Aについての「モデル最低基準」は、

$$A = 1,151 \text{ m}^2 \text{ となる。}$$

2 遊び場定員面積 B

Bは、定員(園児数)からくる相対的に必要な広さであって、保育所の定員によって、それぞれ備えなければならない定員面積である。ただし、定員三十人まではAのみでよいと考える。また一歳三ヶ月に満たない乳児については、Aのみを最低基準とし、Bについては特に規定を加えない。

一歳三ヶ月〜六歳の幼児の定員が、三十人を越える場合は、一人について三・三平方メートル以上とする。

この三・三平方メートルは

①平地（グラウンド）施設の定員面積

②遊具施設の定員面積

③自然環境施設の定員面積

④付属施設の定員面積

のそれぞれを相対的に含んだ面積である。

今、P 定員（園児数）

q 一歳三ヵ月未満児数

とおくと、Bについての「モデル最低基準」は、

$$B = (P - 30 - q) \times 3.3m^2 \quad \text{となる。}$$

3 遊び場 C

A 遊び場基本面積

B 遊び場定員面積

C 遊び場総面積

P 定員（園児数）

q 一歳三ヵ月未満児数 とおくと、

$$C = A + B$$

$$A = 1,151m^2$$

$$B = (P - 30 - q) \times 3.3m^2$$

以上、遊び場の設計（モデルプラン）にあたって出された、

「モデル最低基準」は

$$C = 1,151m^2 + (P - 30 - q) \cdot 3.3m^2 \quad \text{という方程式で表}$$

わされる。

たとえば、三十人定員の保育所ならば、

$$C = A + B$$

$$= 1,151m^2 + 0$$

$$= 1,151m^2$$

がモデル最低基準となる。

また、九十人定員で一歳三ヵ月未満児数が二十人である保育所

ならば、

$$C = A + B$$

$$= 1,151m^2 + (90 - 30 - 20) \cdot 3.3m^2$$

$$= 1,151m^2 + 40 \times 3.3m^2$$

$$= 1,151m^2 + 132m^2$$

$$= 1,283m^2$$

が、モデル最低基準となる。

以上をもって考察を終わるわけであるが、提示された方程式は、今後の実践の中で、臨床的な研究をより深め、検討されていかなければならない。

以上をまとめると第2表のとおりである。

第2表 遊び場モデル最低基準表

(S. 44. 11. 26)

施設	系別	系		モデル最低基準 C = A + B		現行法, 児童福祉施設最低基準第50条		
		大系	中系	遊び場基本面積(A)	遊び場遊定員面積(B)			
遊び場	ド) 施設	①平地(グラウンド)施設	1. 陸上競技系	875m ²	30人を越える 1歳3カ月～6歳の幼児1につき、 3.3m ² 以上を必要とする。 但し、1歳3カ月未満児はその限りではない。 注：定員(園児数)P, 1歳未満児をqとおく。	2歳～6歳の幼児1人につき、 3.3m ² 以上とする。 但し、遊具施設の面積、その他の面積すべてを含む。		
			2. 遊技系					
			3. 球技系					
			4. 移動遊具系					
	遊具施設	②遊具施設	1. 固定遊具(I)系	186m ²				
			2. 固定遊具(II)系					
			3. 素材遊具系					
	境施設	③自然環境施設	1. 小動物(飼育)系	55m ²				
			2. 植物(栽培)系					
	付属施設	④付属施設	1. 付属施設系	35m ²				
	合計		A = 1,151m ²				B ≥ 0	B = (P - 30 - q) 3.3m ²
	遊び場モデル最低基準の算出方程式 遊び場総面積 C = 1,151m ² + (P - 30 - q) 3.3m ²							

(三) まとめ

本稿の総決算として、遊び場のモデルプランを試みたものである。仮説であって、その妥当性は今後さらに研究されなければならない。現実問題として、一日も早く妥当性の高いこの種のスケール(物差し)が決まることを念願する。もし妥当性の高いモデル最低基準が決まったならば、そのスケールをもって、遊び場の総点検が行なわれ、問題点が明らかにされ、改善の有力な武器となるであろう。

遊び場の取り組みが、今日遅れている一つの原因は、こうしたスケールが明確にされていないこと、あまりにも抽象的なモデルプランが多く、何を行なうてよいかわからない点にある。真に実用性を備えた、妥当性の高いスケールが、一日も早く完成されなければならない。なお本稿は遊び場について本来あるべき姿の追求を目的としたため、遊び場の設計にあたっての例外的な計画を除外した。

- 園外保育計画
- 屋外保育共同センター計画
- 屋上の利用による遊び場作り計画等である。

これらは、土地の広さがない場合の取り組みであるが、あくまでも例外とすべきである。このいずれも、園内の土地にある遊び場と同質に論じられない欠点をもつ。それゆえ、最後の手段としての方法であり、安易に取り入れるべき計画ではない。

我々がまず第一になさなければならぬ最大の努力は、園内の土地に遊び場を作ることである。それは、とりもなおさず土地の購入を意味する。だが、土地問題は、今日、もはや園の力ではどうすることもできない。それゆえ、国および地方自治体において、財政的援助等が検討されるべきである。また上記の例外的方法が許されるのは、東京都および大阪府等、最悪の都市化現象にある大都市都心部のみに限られるべきである。大都市郊外および地方市町村においては許されるべきではない。第一に土地拡張を考えるべきで、まだ今のうちならば、土地購入は可能である。よく「土地がありさえすれば」という言葉が、貧弱な遊び場の免罪符となっているが、許されるべきではない。土地はそれほどないわけではない。その事実是最寄の土地不動産屋を訪ねれば明らかである。問題は、遊び場の価値をいかに強く認識したかにかかっている。

我々おとなは、遊び場の「本来あるべき姿」を求めて、最大限の努力をおしむべきではない。

—— おわり ——

(静岡厚生保育専門学院)

参考資料

注1 シャーレイ著・デニス編・黒田実郎訳「胎児・乳児の行動と発達」岩崎書店

注2 イリングワース著・坂本吉正訳「正常児」岩波書店

注3 山下俊郎著「保母養成講座第三巻・児童心理学」全国社会福祉協議会

注4 鱒坂二夫、寛田知義著「保育学概論」ミネルヴァ書房

